

都市計画で住みよいまちを

素案がまとまりました

都市計画区域マスタープランの素案と前橋南部拠点地区都市計画の素案がまとまりました。その概要をお知らせします。また、これらの素案に意見できる公聴会を開催します。

都市計画区域 マスタープラン

平成十三年に改正都市計画法が施行され、長期的な都市づくりの基本方針として、県が広域的な視点から、すべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)を定めることになりました。

この中では、都市計画の目標や区域区分(線引き)の決定の有無をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などに関する都市計画の方針が定められます。

また、都市計画区域マスター

プランに伴って変更される区域区分(将来人口フレーム)も変更されます。

県では現在、この策定作業を進めており、この素案は、今後関係機関との協議や縦覧を経て、県都市計画審議会に付議され、決定される予定です。(県素案)

前橋南部拠点地区 都市計画

区域区分の変更(市街化区域編入)

計画的な市街地整備を図るため、前橋南部拠点地区内の北関東自動車道北側の一部(亀里地区：横手町、亀里町、鶴光路町の各一部約二十一・四)を市街

松並木の区画整理

施行区域の変更が決定

本紙1月15日号12と、3月1日号11でお知らせした松並木土地区画整理事業の施行区域は、10月31日付で左表のとおり都市計画変更されました。

...問い合わせは都市計画課 89 0-6948へ。

土地区画整理事業の施行区域の変更

名称	変更前面積	変更後面積
松並木土地区画整理事業	約67.8ha	約67.9ha

化区域に編入。市街化区域内になつた土地と家屋には、都市計画税が課税されます。税額は、都市計画税の課税標準額に〇・二%を乗じた額です。この税金は、道路・公園や下水道の整備、土地区画整理事業などに使われます。

用途地域の変更

亀里地区の市街化区域編入に伴い、工業用地(業務地)にふさわしい土地利用を図るため、準工業地域の指定を行います。



開発が進む前橋南部拠点地区